

～新港突堤西地区マリーナ整備事業～  
水域と一体的な緑地空間の整備計画の認定  
-港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）の活用-

新港第1突堤と第2突堤間の水域と水域周囲の緑地を一体的に活用した大型艇に特化したマリーナ整備事業について、2027年の開業に向け、事業者とともに整備等を行っていく予定です。

この度、水域に隣接する緑地の活用について、事業者より港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）の認定申請があり、審査の結果これを認定しましたのでお知らせします。（神戸港での本制度の認定は、新港第2突堤緑地に続き2件目となります。）

1. 港湾環境整備計画制度によって認定を受けるもの

- ・ SUPER YACHT BASE KOBE 株式会社

2. 認定する区域

- ・ 神戸港新港突堤西地区 新港第一突堤緑地 約7,400㎡

3. 認定する期間

- ・ 2027年10月1日～ 2057年9月30日

4. 事業計画

- ・ SUPER YACHT BASE KOBE 株式会社 が港湾緑地を30年間借受け、マリーナを臨むレストラン・カフェなどを建設するとともに各種イベント等を開催して賑わいを創出しながら、緑地の維持管理等を行う。



マリーナ整備イメージ



緑地内施設イメージ